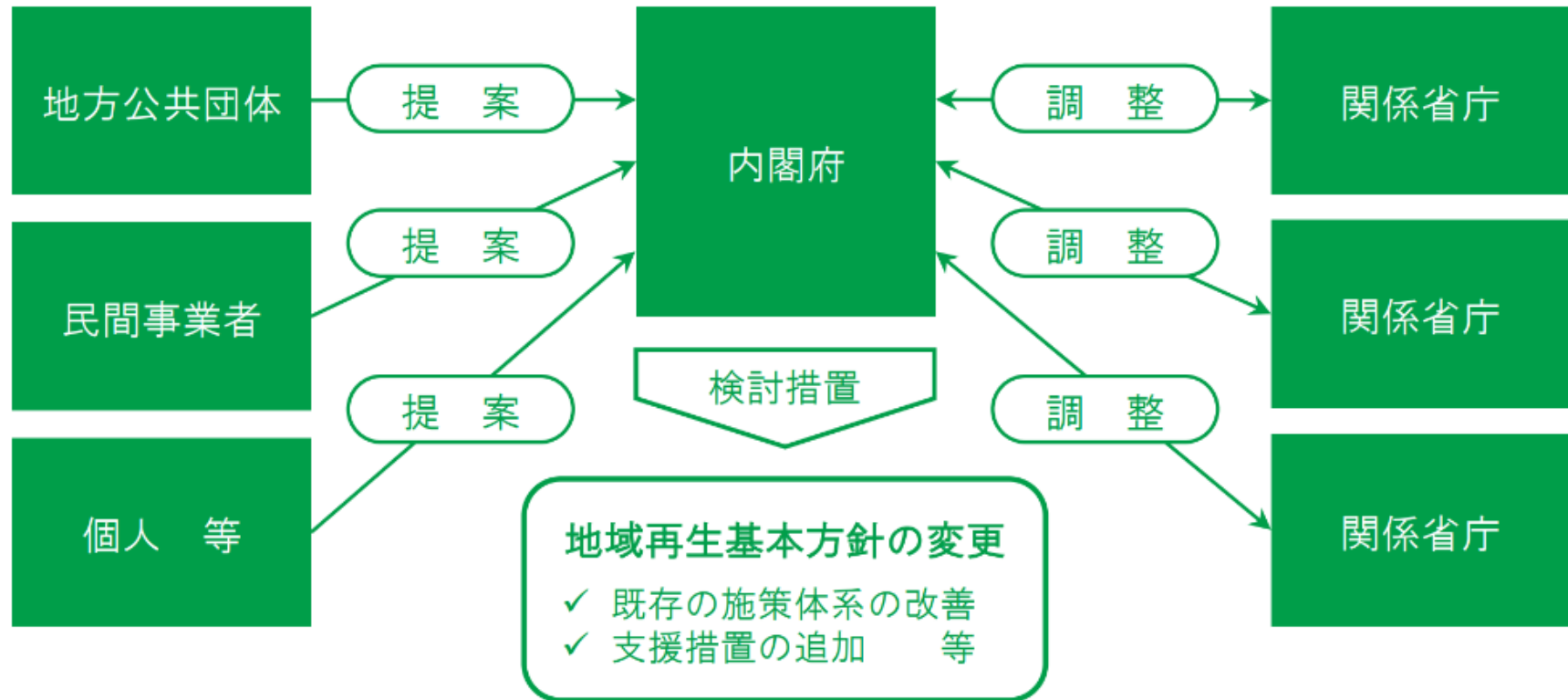


新たな措置の提案(概要)

内閣府では、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置について、地方公共団体、民間事業者及び個人等からの提案を募集しています。提案は原則として年1回受け付けており、また、地域再生計画の認定申請をしようとしている地方公共団体からは随時受け付けています。



【留意事項】個々の予算措置の拡充（特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大等）のみを求める提案、特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案は、本提案募集の対象とはなりません。